

財政基盤強化策の恒久化に伴う規定の整理について

1 改正理由

国民健康保険法の改正及び国民健康保険法施行令の改正により、平成26年度までの暫定措置である財政基盤強化策（保険者支援制度）と都道府県単位の共同事業（高額医療費共同事業及び保険財政共同安定化事業）が、平成27年度以降、恒久化される（国民健康保険法第72条の4、第81条の2、国民健康保険法施行令第29条の7）。

これに伴い、関係する条例の規定を改める必要が生じるため（新宿区国民健康保険条例第14条の3）。

なお、平成26年度までは暫定措置として附則の規定に基づき実施しており、平成27年度以降も制度・事業自体の内容に変更はない。

(1) 保険者支援制度とは

保険料軽減の対象となる低所得者数に応じて、保険者（区）に対して国及び都が財政支援する制度（国：都：区が2：1：1で負担する。）

(2) 都道府県単位の共同事業（高額医療費共同事業及び保険財政共同安定化事業）とは

①高額医療費共同事業

1件80万円超の高額医療費について、都道府県内の全区市町村が拠出し、各区市町村の単年度の負担の変動を緩和する事業（国と都が事業対象の4分の1ずつ負担する。）

②保険財政共同安定化事業

全ての医療費について、都道府県内の全区市町村が共同で負担する事業

2 改正内容

(1) 国民健康保険法附則第24条で規定されている保険者支援制度が本則に規定される（恒久化される。国民健康保険法第72条の4）。これに伴い、以後の条番号がずれるため、新宿区国民健康保険条例第14条の3の規定中、「法第72条の4」を「法第72条の5」に改める。

(2) 国民健康保険法附則第26条で規定されている上記①及び②の制度が、本則に規定される（恒久化される。国民健康保険法第81条の2）。これに伴い、国民健康保険法施行令についても同施行令附則第12条の規定が、平成27年度以降、本則に規定される（恒久化される。国民健康保険法施行令第29条の7）改正が行われる予定である。

この施行令の改正内容に基づき、新宿区国民健康保険条例附則第4条の規定を本則に規定する（条例第14条の3）改正を行う。なお、改正政令は年度内に公布される予定である。

参考

○ 新宿区国民健康保険条例

※ 国民健康保険法施行令の改正に合わせ、次の附則を本則とする改正を行う予定

付 則

(平成22年度から平成26年度までの各年度における一般被保険者に係る基礎賦課総額の特例)

第4条 平成22年度から平成26年度までの各年度における第14条の3の規定の適用については、同条第1号中「保健事業に要する費用の額」とあるのは「保健事業に要する費用の額、法附則第26条第1項第1号に掲げる交付金を交付する事業に係る同条第2項の規定による拠出金に相当する額及び同条第1項第2号に掲げる交付金を交付する事業に係る同条第2項の規定による拠出金の2分の1に相当する額」と、同条第2号中「その他」とあるのは「、法附則第26条第1項の規定による交付金その他」とする。

○ 国民健康保険法施行令

※ 次の附則を本則とする改正が行われる予定

附 則

(平成22年度から平成26年度までの各年度における市町村の保険料の基礎賦課額に関する基準の特例)

第12条 平成22年度から平成26年度までの各年度における第29条の7第2項の規定の適用については、同項第1号イ中「保健事業に要する費用の額」とあるのは「保健事業に要する費用の額、法附則第26条第1項第1号に掲げる交付金を交付する事業に係る同条第2項の規定による拠出金に相当する額及び同条第1項第2号に掲げる交付金を交付する事業に係る同条第2項の規定による拠出金の2分の1に相当する額」と、同号ロ中「その他」とあるのは「、法附則第26条第1項の規定による交付金その他」とする。

○ 国民健康保険法の一部を改正する法律（平成24年法律第28号）

※ 平成27年4月1日から、附則が本則に改正される。

改正後	改正前
<p>第七十二条の四 <u>市町村は、前条第一項の規定に基づき繰り入れる額のほか、政令の定めるところにより、一般会計から、所得の少ない者の数に応じて国民健康保険の財政その他の事情を勘案して政令の定めるところにより算定した額を国民健康保険に関する特別会計に繰り入れなければならない。</u></p> <p>2 <u>国は、政令の定めるところにより、前項の規定による繰入金の二分の一に相当する額を負担する。</u></p> <p>3 <u>都道府県は、政令の定めるところにより、第一項の規定による繰入金の四分の一に相当する額を負担する。</u></p>	<p>附 則 (国民健康保険に関する特別会計への繰入れ等の特例)</p> <p>第二十四条 市町村は、平成二十二年度から平成二十六年度までの各年度において、第七十二条の三第一項の規定に基づき繰り入れる額のほか、政令の定めるところにより、一般会計から、所得の少ない者の数に応じて国民健康保険の財政の状況その他の事情を勘案して政令の定めるところにより算定した額を国民健康保険に関する特別会計に繰り入れなければならない。</p> <p>2 国は、平成二十二年度から平成二十六年度までの各年度において、政令の定めるところにより、前項の規定による繰入金の二分の一に相当する額を負担する。</p> <p>3 都道府県は、平成二十二年度から平成二十六</p>

<p>(特定健康診査等に要する費用の負担)</p> <p><u>第七十二条の五</u> (略)</p>	<p>年度までの各年度において、政令の定めるところにより、第一項の規定による繰入金の四分の一に相当する額を負担する。</p> <p>(特定健康診査等に要する費用の負担)</p> <p><u>第七十二条の四</u> 国及び都道府県は、政令の定めるところにより、市町村に対し、高齢者の医療の確保に関する法律第二十条の規定による特定健康診査及び同法第二十四条の規定による特定保健指導(第八十二条第一項及び第八十六条において「特定健康診査等」という。)に要する費用のうち政令で定めるものの三分の一に相当する額をそれぞれ負担する。</p>
<p>第五章の二 交付金事業</p> <p>第八十一条の二 国民健康保険団体連合会は、政令の定めるところにより、国民健康保険の財政の安定化を図るため、その会員である市町村に対して次に掲げる交付金を交付する事業を行うものとする。</p> <p>一 政令で定める額以下の医療に要する費用を市町村(国民健康保険団体連合会の会員である市町村をいう。以下この条において同じ。)が共同で負担することに伴う交付金</p> <p>二 前号の政令で定める額を超える高額な医療に要する費用を国、都道府県及び市町村が共同で負担することに伴う交付金</p> <p>2 国民健康保険団体連合会は、前項の事業に要する費用に充てるため、同項各号に掲げる交付金を交付する事業ごとに、政令で定める方法(同項第一号に掲げる交付金を交付する事業について、次項の規定により都道府県が特別の方法を定めた場合には、その方法)により、市町村から拠出金を徴収する。</p> <p>3 都道府県は、必要があると認めるときは、第一項第一号に掲げる交付金を交付する事業について、政令で定める基準に従い、広域化等支援方針において、第六十八条の二第二項第四号に掲げる国民健康保険の財政の安定化を</p>	<p>附則</p> <p>(高額な医療に係る交付金事業等)</p> <p>第二十六条 連合会は、政令の定めるところにより、国民健康保険の財政の安定化を図るため、平成二十二年度から平成二十六年までの間、その会員である市町村に対して次に掲げる交付金を交付する事業を行うものとする。</p> <p>一 政令で定める額(第三項の規定により都道府県が特別の額を定めた場合には、その額)以上の医療に要する費用を市町村(連合会の会員である市町村をいう。以下同じ。)が共同で負担することに伴う交付金</p> <p>二 政令で定める額以上の高額な医療に要する費用を国、都道府県及び市町村が共同で負担することに伴う交付金</p> <p>2 連合会は、前項の事業に要する費用に充てるため、同項各号に掲げる交付金を交付する事業ごとに、政令で定める方法(同項第一号に掲げる交付金を交付する事業について、次項の規定により都道府県が特別の方法を定めた場合には、その方法)により、市町村から拠出金を徴収する。</p> <p>3 都道府県は、必要があると認めるときは、第一項第一号に掲げる交付金を交付する事業について、政令で定める基準に従い、広域化等支援方針において、第六十八条の二第二項第四号に掲げる国民健康保険の財政の安定化を図る</p>

図るための具体的な施策として、前項の政令で定める方法に代えて、特別の方法を定めることができる。

- 4 市町村は、第二項の規定による拠出金を納付する義務を負う。
- 5 国及び都道府県は、政令の定めるところにより、第一項第二号に掲げる交付金を交付する事業に係る第二項の規定による拠出金(当該事業に関する事務の処理に要する費用に係るものを除く。)の四分の一に相当する額をそれぞれ負担する。
- 6 第四十五条第六項に規定する厚生労働大臣が指定する法人(以下「指定法人」という。)は、国民健康保険団体連合会からの拠出金その他の当該事業に必要な経費に充てるために支出された金銭を財源として、国民健康保険団体連合会に対して第一項第二号に掲げる交付金を交付する事業のうち著しく高額な医療に関する給付に係るものについて交付金を交付する事業を行うことができる。

ための具体的な施策として、第一項第一号の政令で定める額又は前項の政令で定める方法に代えて、特別の額又は特別の方法を定めることができる。

- 4 市町村は、第二項の規定による拠出金を納付する義務を負う。
- 5 国及び都道府県は、政令の定めるところにより、第一項第二号に掲げる交付金を交付する事業に係る第二項の規定による拠出金(当該事業に関する事務の処理に要する費用に係るものを除く。)の四分の一に相当する額をそれぞれ負担する。
- 6 指定法人は、連合会からの拠出金その他の当該事業に必要な経費に充てるために支出された金銭を財源として、連合会に対して第一項第二号に掲げる交付金を交付する事業のうち著しく高額な医療に関する給付に係るものについて交付金を交付する事業を行うことができる。